公　募　公　告

下記のとおり公告に付します。
令和７年２月27日

支 出 負 担 行 為 担 当 官
警察庁長官官房会計課理事官
重成　麻利

記

１．公募に付する事項
　本業務は、「廃水処理設備運転・監視等業務委託」の調達であり、下記「２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。
　なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が２者以上あった場合は競争入札を行うものとし、１者のみの場合には、随意契約を行うことを予定している。

２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和４・５・６年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者であること。
(4)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
(6)　警察庁が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、書類の保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。
(7)　水質関係第二種公害防止管理者の資格を持った者がいること。

３．公募手続等の問い合わせ先及び参加意思確認書の提出期限等
(1)　担当部局
　東京都千代田区霞が関２－１－２
　中央合同庁舎２号館内　警察庁長官官房会計課施設係
　電話番号　03-3581-0141　内線2970
(2)　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
　令和７年３月13日（木）　17時00分
　上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。
(3)　公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

４．参加意思確認書等の無効
　本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

５．その他
(1)　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
(2)　契約書作成の要否
　要
(3)　関連情報を入手するための照会窓口
　上記３(1)に同じ
(4)　資格等に関する書類は返還しない。

公　募　説　明　書

［廃水処理設備運転・監視等業務委託］

警 察 庁 長 官 官 房 会 計 課

項 目 及 び 構 成

１．公募に付する事項
２．調達内容
３．参加資格
４．参加申込要領
５．参加申込者の義務
６．参加意思確認書の提出期限等
７　仕様書等の交付
８．その他

別紙－１　　契約書（案）
別紙－２　　参加意思確認書
別紙－３　　提出資料一覧表
別紙－４　　秘密の保全に関する誓約書
別紙－５　　暴力団排除に関する誓約事項

別添　　参考資料（提出資料）

1　公募に付する事項

本業務は、廃水処理設備運転及び監視等業務委託の役務の提供であり、下記参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

2　調達内容

(1)　役務件名及び予定数量

廃水処理設備運転・監視等業務委託　１式

(2)　役務件名の性質等

仕様書等による

(3)　履行期間

令和７年４月１日～令和８年３月31日

(4)　履行場所

東京都多摩地区（西多摩エリア）において警察庁が別途提示する場所

3　参加資格

(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和４・５・６年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級にそれぞれ格付けされているものであること。

(4)　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6)　この公募説明書及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。

(7)　警察庁が必要とする秘密の保全に関し、保全設備・規則の整備、秘密保全に関する教育、書類の保管管理及び方法、情報セキュリティ、営業方針等の項目について、適正に履行できる者であること。

(8)　水質関係第二種公害防止管理者の資格を持った者がいること。

4　参加申込要領

(1)　参加申込者に要求される事項

①　この公募に参加を希望する者は、公募公告、公募説明書及び契約書（案）（別紙－１）を熟読の上、申し込まなければならない。この場合において、公募説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

ただし、参加申込締切後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

②　この公募に参加を希望する者は、参加意思確認書（別紙－２）、提出資料一覧表（別紙－３）、秘密の保全に関する誓約書（別紙－４）、参考資料（別添）に基づき書類を作成・準備する。

③　本公告に示した公募に参加資格のない者、提出資料等に虚偽の記載をした者及び５の参加申込者の義務を守れなかった者は、当該品目の参加を無効とする。

④　資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

⑤　提出された書類を公募参加資格の確認以外の用途で、提出者に無断で使用することはない。

⑥　受領した書類は返却しない。

⑦　受領した書類の差替及び再提出は認めない。

(2)　暴力団排除に関する誓約事項

公募参加者は、参加意思確認書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙－５）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の申込みを無効とする。

5　参加申込者の義務

(1)　仕様書等交付したものを複製してはならず、返却しなければならない。

(2)　この公募の参加にあたり、警察庁から提供した情報及び仕様書等一切の書類並びにこれらに基づいて乙が作成した文書等について、第三者に開示・漏洩してはならない。

(3)　警察担当者が求める説明及び文書の提出の要求に対して速やかに対応すること。

6　参加意思確認書の提出期限等

(1)　参加意思確認書の提出期限

令和７年３月13日（木）　17時00分

(2)　参加意思確認書の提出場所

〒100-8974　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号
警察庁長官官房会計課施設係
電話番号　03－3581－0141（内線）2970

郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日までに必着すること。

7　仕様書等の交付

提出書類により、参加資格を満たすことが確認できた者には、仕様書等を交付する。なお、参加申込は随時受け付けており、参加資格要件の確認後個別に交付する。

なお、応募要件を満たすと認められる申込み者が２者以上あった場合は競争入札を行うものとし、１者のみの場合には、随意契約を行うことを予定している。

8　その他

(1)　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　その他詳細規定

本件に係る契約締結については、令和７年度本予算が成立されることを条件とする。

別紙－１

契　約　書（案）

警察庁(以下「甲」という。)と　　(以下「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

１	契約事項	廃水処理設備運転・監視等業務委託
２	委託内容	仕様書のとおり
３	履行場所	仕様書のとおり
４	契約単価	別紙契約単価のとおり
５	履行期間	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで 内、98回（予定回数）とする。 ただし、甲の都合により予定回数を増減することができる。
６	契約保証金	徴収免除

（契約の目的）

第１条　乙は、甲に対して廃水処理設備運転・監視等業務委託（以下「作業」という。）を行い、甲は乙に対価を支払うものとする。

（契約保証金）

第２条　乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって契約締結の際、甲に納めなければならない。

（作業の内容）

第３条　本契約により乙の派遣した者（以下「派遣者」という。）が行う監視等業務の作業の内容は、仕様書のとおりとする。

（経費の負担）

第４条　派遣者が業務実施のため必要な消耗品等は、甲の負担により無償で提供する。

（監督）

第５条　甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（服務等）

第６条　派遣者は業務の実施に当たっては甲の指定する職員の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもってこれを行うものとする。

２　乙は、派遣者の風紀、衛生、規律の維持及び行為に関しての一切の責任を負うものとする。

３　甲は、乙の派遣者を不適当と認めた場合は、乙に対して保険者の交替を求めることができる。

（再委託）

第７条　乙は、本件業務の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

２　甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

３　乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第１項と同様に甲の承認を受けなければならない。

４　乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

５　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（支払遅延利息）

第８条　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

第９条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第２章第２節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し

次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1)　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2)　丙は、譲渡対象債権を第１項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3)　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

３　第１項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の２の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（契約の解除及び違約金）

第10条　甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙に、以下の事由が生じた場合

イ　仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ　手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ　営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2)　甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3)　乙が第11条第１項に該当する場合

(4)　乙が第19条に規定する暴力団排除条項第１条、第２条又は第４条第２項に該当する場合

(5)　前各号のほか、乙が民法第542条第１項又は第２項の各号に該当する場合

４　乙は、第２項又は第３項に該当する場合、甲に対し、違約金として未保守期間に相当する金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

５　甲は、第３項第５号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第11条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第７条の４第７項若しくは同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは同法第95条第１項第１号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第12条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は同法第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　乙又は乙の代理人が刑法第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは同法第95条第１項第１号に規定する罪の嫌疑により公訴され、有罪判決が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第７条の３第１項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　乙が第１項及び第２項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締

結日の債権管理法施行令第29条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第13条　甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第10条第４項、第12条第１項及び第２項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

２　乙は、第10条第１項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

３　甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（検査）

第14条　派遣者は、作業の終了後、速やかに甲の指定する検査職員に仕様書別添１の報告書を提出し、検査を受けるものとする。

２　甲の指定する職員は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に立ち会いの上検査を行わなければならない。

３　前項による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示にしたがい、遅滞なく訂正し、再度検査を受けなければならない。

４　検査に必要な費用は乙の負担とする。

（料金の支払）

第15条　乙は、各月の業務を終了し、前条の規定による検査を受けた後、契約単価に当該月分の作業回数を乗じ、対象月の消費税額及び地方消費税額を加算して算出される代金の支払請求書を提出しなければならない。

２　甲は、前項の適法な支払請求書を受理した日から、30日以内（以下、「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

（秘密の保持）

第16条　甲、乙及び派遣者は、互いにこの契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を外部に漏らし、又は目的以外で利用してはならない。第７条第１項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。これは、契約期間が終了後も続くものとする。

２　乙及び派遣者が、故意又は重大な過失により、上記職務に違反した場合は、甲は、その損害についての賠償を請求することができることとし、この契約を解除することができる。

３　乙は、秘密の保全については、「秘密の保全に関する特約条項」、情報セキュリティの確保については、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

（管轄裁判所）

第17条　本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

（紛争又は疑義の解決方法）
第18条　本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（暴力団排除条項）
第19条　暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

（人権尊重の取組）
第20条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（特記事項）
第21条　本契約に特記事項がある場合は、別添においてこれを定める。
２　本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、特記事項が優先する。

上記契約の締結を証する為、この証書２通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
重成　麻利

乙

別紙

契約単価

項目	単価（税抜） １回あたり	消費税額及び 地方消費税額	単価（税込） １回あたり
廃水処理設備運転・監視等業務委託	円	円	円

消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第１項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

暴力団排除条項

（属性要件に基づく契約解除）

第１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団 体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第２条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第３条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

２　乙は、前２条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「下請負人等」という。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第４条　乙は、本文第７条に定める事前承認後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除しないとき、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第５条　甲は、第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

２　乙は、甲が第１条、第２条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第６条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名　　印

令和　　年　　月　　日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契約件名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※　次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

・再委託の相手方の会社概要
・その他警察庁が指示する書類

審査結果	承認　　非承認
承認又は非承認とした理由	

再委託承認書

令和　　年　　月　　日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下請負（再委託）をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　下請負（再委託）の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　下請負（再委託）の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２　暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

<u>※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。</u>

秘密の保全に関する特約条項

（一般業務）

第１条　乙は、甲から提供された仕様書、図面及び主たる契約条項に基づく秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

２　乙は、乙の従業員の故意又は過失により秘密が漏えいしたときであっても、契約上の責任を免れることはできない。

（製造等の下請負の禁止）

第２条　乙は、本契約の製造等を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、甲の許可を受けるものとする。

２　前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

（秘密保全規則）

第３条　乙は、社内及び下請負先における秘密の保全を確実に行うため、本契約締結後速やかに秘密の保全に関する規則を作成の上、甲の確認を受けるものとする。

（特定資料）

第４条　乙は、甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。）について、その保管中取扱いに慎重を期すとともに、本契約に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

２　乙は、本契約の関係者に対する上席者からの情報提供を要求する行為を禁ずるための措置を講じなければならない。

（特定物件）

第５条　乙は、甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件（以下「特定物件」という。）について、その保管中取扱いに慎重を期すとともに、本契約に関係のない者に供覧し、又は漏えいしてはならない。

２　乙は、本契約の関係者に対する上席者からの情報提供を要求する行為を禁ずるための措置を講じなければならない。

（送達）

第６条　乙は、特定資料又は特定物件（以下「特定資料等」という。）の送達を受けようとするときは、特使により行なうものとする。

２　乙は、特定資料等の送達を輸送機関に委託する場合は、その委託先、秘密保全等の手段等を記載した書面を添えて、甲の許可を受けるものとする。

（管理）

第７条　乙は、甲から特定資料等の送達を受けたときは、帳簿により厳正に管理しなければならない。

２　乙は、特定資料等を金庫又は施錠できる鋼鉄製の保管庫に入れて保管し、かつ、随時その保管物の異状の有無を確かめなければならない。
３　乙は、前項に規定する方法以外の方法により保管しようとする場合は、甲の許可を受けるものとする。

（標記の表示）
第８条　乙は、特定資料等に秘密の区分、登録番号等の標記を適宜の方法をもって表示するものとする。

（立入禁止区域の設定）
第９条　乙は、特定資料等が取り扱われる場所を立入禁止区域とし、あらかじめ甲に届け出た者以外の者を立ち入らせてはならない。

（特定資料等の複製又は写真撮影）
第10条　乙は、特定資料等の複製又は写真撮影を必要とする場合は、甲の許可を受けるとともに、あらかじめ甲と協議した立会者を立ち会わせることとする。

（乙の作成した資料又は物件）
第11条　乙は、特定資料等を基に文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。この条において「資料」という。）又は物件を作成（複製及び写真撮影を含む。）したときは、帳簿により数量、配布先等を管理するとともに、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。
２　前項により乙が作成した資料又は物件のうち、甲が指定したものは、特定資料等とみなすものとする。

（特定資料等の返納等）
第12条　乙は、特定資料等を契約終了後、直ちに、甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。
　ただし、甲から承認を受けた場合は、契約終了後も乙が保管できるものとし、この間は、本特約条項が適用されるものとする。

（検査）
第13条　乙は、秘密保全に関する責任者を選任し、必要な帳簿を整備し、毎月１回以上特定資料等の管理、返納、廃棄その他の秘密の保全状況について点検を行うものとする。
２　甲又は甲の代理人は、必要があると認めたとき（契約履行後を含む。）は、秘密の保全の状況を特別な体制により検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。
３　前２項の規定は、乙の下請負者について準用する。

（事故発生時の措置）
第14条　乙は、秘密の漏えい若しくは特定資料等の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがあるときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに甲に報告しなければならない。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

（目的）

第１条　乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

２　保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

一　甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）

二　甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件

三　一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

（下請負の禁止）

第２条　乙は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

２　前項ただし書により乙が下請負をさせる場合、乙は乙と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

３　甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第１項の許可を与えないことができる。

４　第１項ただし書により乙が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

（情報セキュリティ確保のための体制等の整備）

第３条　乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

２　乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

３　乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

４　乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

５　甲は乙に対し、第４項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

（守秘義務）

第４条　乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

２　取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

３　乙又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

（管理）

第５条　乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

２　乙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。

３　乙は、第１項及び第２項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。

４　乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。

５　乙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。

６　乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。

７　乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。

８　乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

（脆弱性対策等の実施）

第６条　乙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

２　前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

（情報セキュリティの対策の履行状況の確認）

第７条　乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

２　乙は、契約締結後、少なくとも１年に１回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

３　前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難い場合は、この限りではない。

４　乙は、下請負者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。

５　乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

（情報セキュリティ侵害事案等事故）

第８条　情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

一　保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合

二　保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合

三　保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合

四　一号から三号までに掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

（情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任）

第９条　乙は、乙の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

（情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置）

第１０条　乙は、本契約の履行に際し、第８条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

２　甲は、第８条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。

３　第８条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、乙は甲が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。

４　乙は、第８条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。

５　第８条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。

６　前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

（情報セキュリティ監査）

第１１条　甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。

２　甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

３　乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。

４　甲が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

５　乙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

６　甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

７　乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

（契約の解除）

第１２条　甲は、第８条に規定する事故が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

別記様式

情報セキュリティ対策履行状況確認書

１　確認対象者

（１）事業者名：

（２）対象部門等名：

（３）契約開始年月日：

（４）前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、（１）欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。この場合、（３）欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

２　確認事項

番号	確認事項	実施／未実施	実施状況（詳細）又は 未実施の理由
１	２．１ 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
２	２．１ （１が未実施の場合） やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
３	３．２ 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
４	３．２ 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
５	３．３ 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
６	３．３ 取扱者の名簿を作成し､甲に通知している。		
７	３．４ 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
８	３．１ その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
９	４．１ 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
１０	４．２ 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
１１	４．３ （１及び２が未実施の場合） やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
１２	５．１ 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
１３	５．２ （甲の指定する場所において個別業務を行う場合） 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
１４	５．２	※	※

	（甲の指定する場所において個別業務を行う場合） 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
１５	５．３ 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
１６	５．４ 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
１７	５．５ 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
１８	５．６ 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
１９	５．７ 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
２０	６．１ （情報システムを使用する場合） 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
２１	６．２ （情報システムを使用する場合） 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
２２	６．２ （情報システムを使用する場合） 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウィルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
２３	７．１ （情報セキュリティ対策の履行状況の確認が２回目以降の場合） 前回の確認及び甲に対する報告から、１年以上を経過していない。	※	※
２４	７．５ 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
２５	１０．１ （情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合） 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
２６	１０．４ （情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合） 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※
確認年月日： 確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：　　印			

【留意事項】
※欄については、該当がある場合に記載する。

別紙－２

参加意思確認書

年　　月　　日

警 察 庁　殿

所 在 地：
会 社 名：
代表者名：

当社は、令和７年２月27日付け警察庁公告に基づく、下記の件名について、受注体制が整っておりますので、同公告に記載の内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

件　　名：廃水処理設備運転・監視等業務委託

添付資料：提出資料一覧表

別紙－３

提出資料一覧表

提　出　日：
会　社　名：
担 当 者 名：
連　絡　先：

１　資格審査結果通知書

２　秘密保全に関する書類
（1）秘密の保全に関する誓約書
（2）秘密の保全（情報の管理）に関する管理規則等
保全規則、管理規定等について、次に示す事項を定めたもの
①　関係者名簿（役職・氏名・国籍）
②　責任と役割
③　秘密情報の区分
④　秘密情報の保管
⑤　秘密情報の授受及び持ち出し
⑥　秘密情報の複製又は写真撮影
⑦　秘密情報の回収及び廃棄
⑧　情報セキュリティ
⑨　秘密保全に関する社内教育実施状況
⑩　事故発生時の措置
⑪　守秘義務について厳守できることの証明（就業規則の提出又はISO27001の保有）
⑫　その他秘密情報の管理に関すること

３　役務の提供が可能であることを証明する書類
（1）水質関係第二種公害防止管理者が常駐していることの証明
（2）役務提供するための計画書

（記入要領）
１　１枚で書ききれない場合は複数枚にわたってもよい。
２　該当がない項目及び省略できる項目はその旨を記入すること。

別紙－４

警察庁　殿

秘密の保全に関する誓約書

１　秘密に属する文書、貸与された資料、業務上知り得た情報、警察関係者の会話内容等全ての資料について、別紙「秘密の保全（情報の管理）に関する管理規則等」を厳守するとともに、秘密が紛失、漏えい、散逸されないように万全を期すこと及び当社従業員の故意又は過失により秘密が漏えい等した場合について、一切の責任を負うことを誓約します。

２　業務の都合上、秘密内容を外部に伝えなければならない場合は、必ず事前に警察庁の承認を受けます。

３　仕様書の書類は、用済み後は貴庁へ返却致します。

以上のとおり、遵守することを誓います。

令和　　年　　月　　日

社　　名

代表者名

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加意思確認書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1)　契約の相手方として不適当な者

ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2)　契約の相手方として不適当な行為をする者

ア　暴力的な要求行為を行う者

イ　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ　偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ　その他前各号に準ずる行為を行う者

２　暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

３　下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

４　暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別添

参考資料（提出資料）

1　資格審査結果通知書

令和４・５・６年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤの等級に格付けされていることを証明する資料

2　秘密保全に関する書類

(1) 秘密の保全に関する誓約書（別紙－４）

(2) 秘密の保全（情報の管理）に関する管理規則等

以下の規程を証明する資料

なお、当該規程には、下記①から⑫に該当する箇所をマーカー等で示すとともに付箋を貼付すること。その際、当該付箋には、該当する下記の丸付き数字を記載すること。

①　関係者名簿

秘密保全責任者をはじめとする秘密保全関係者の名簿が作成されている(役職、氏名、国籍)。

②　「責任と役割」

適切な役職の職員に情報セキュリティ管理者等の役職を付与するとともに、その者の役割を明確に定めていることの証明

③　「秘密情報の区分」

一般情報と秘密情報を区別し、秘密情報は本契約に関係のない者に供覧等しないことを定めていることの証明

④　「秘密情報の保管」

秘密情報は、施錠できる鋼鉄(スチール）製のロッカー等で保管し、鍵の管理（簿冊等による）を定めていることの証明

⑤　「秘密情報の授受及び持ち出し」

秘密情報を受領する際の手続き(管理者の承認等）及び管理（簿冊等による）について定めていること。秘密情報の持ち出しに関し、原則、保管している部屋からの秘密情報の持ち出しを禁止することを定めていることの証明

なお、特段の理由があってやむを得ず持ち出さなければならない状況が想定されるのであれば、これを行う場合の手続き（管理者の承認等）及び管理（簿冊等による）について定めていることの証明

⑥　「秘密情報の複製又は写真撮影」

秘密情報の複製及び写真撮影に関し、原則、これを禁止することを定めていることの証明

なお、特段の理由があってやむを得ず複製及び写真撮影を行わなければならない状況が想定されるのであれば、これを行う場合の手続き（管理者の承認等）及び管理（簿冊等による）について定めていることの証明

⑦　「秘密情報の回収及び廃棄」

秘密情報（書類及び電子ファイル）を廃棄する場合の手続き（管理者の承認等）及び管理（簿冊等による）について定めていることの証明

⑧　「情報セキュリティ」

秘密保全対象を電磁的記録媒体にて保管する際は、外部から接続できない媒体に保存している又は、不正アクセス、情報漏えいを防止するための高度な情報セキュリティ対策が施されていることの証明

⑨　「秘密保全に関する社内教育実施状況」

秘密保全責任者等による秘密保全教育が原則として月１回以上実施されていることの証明

⑩　「事故発生時の措置」

事故発生時の措置について、警察庁へ速やかに速報する体制を定めていることの証明

⑪　「守秘義務について厳守できることの証明」

保護すべき情報を在職中又は離職後に第三者に開示又は漏洩させていないことの証明

⑫　「その他秘密情報の管理に関すること」

上記①から⑪以外に必要な事項を適宜記載すること。

(3)　役務の提供が可能であることを証明する書類

①　「水質関係第二種公害防止管理者が常駐していることの証明」

上記資格保有者の免状の写し及び社員を証明する書類

②　「役務提供するのための計画書」

役務提供を予定する者（氏名等は必要なし）の資格等を記載した勤務体制等を計画した書類